



特定非営利活動法人
みやぎスマートアグリ
定時(第3回)総会資料

会計期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日

次 第

開会宣言
理事長あいさつ
議長選出

議事

【議案第1号】

- ①平成26年度事業報告
- ②平成26年度会計報告・監査報告

【議案第2号】

- ③平成27年度事業計画(案)
- ④平成27年度収支予算(案)

【議案第3号】

- ⑤定款の変更について
附則に「給与規定」「謝金に関する規定」「旅費規程」を整備し、法人としての体裁を整える。

⑥その他

議事終了

閉会宣言

「議案第1号①」

事業報告書

＜事業期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日＞

特定非営利活動法人 みやぎスマートアグリ

I. 事業の実施に関する事項（報告）

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 農のある暮らしに取組に関する事業

【内容】

- *1) 都市農村共生・対流総合対策交付金事業（農水省）
- *2) 明日を耕すプロジェクト事業（味の素冷凍食品株式会社）

【詳細内容】

- *1) 平成25年度都市農村共生・対流総合対策交付金事業（牛網浜市地域連携協議会）

【収入】：2,872,121円 【支出】：2,872,121円

◆牛網浜市地区の楽しさを味わう交流イベントの実施報告書。

目的) 継続して訪れているボランティアをモニターにして、交流イベントを開催することで、地域住民が地域資源の魅力を再発見することができる機軸を創出す。

実施日) 平成26年10月25日(土)

参加数) 都市住民：30人、地域住民：10人

内容) 農業体験ソーシャルスタディツアーを開催した。交流イベントとしては、都市住民による餃子の提供があり、地域住民から新米のおにぎりの提供を通して交流を深めると共に、農業体験として「サツマイモ掘り」を実施、都市住民にとって何気ない農業体験が、充実した一日となる事など、当該地域の地域資源を再認識する企画となった。また、東松島市が進める復興事業の一つである「復興の森及び森の学校」整備地区で、一般社団法人東松島みらい都市機構より説明員をお願いし、「学び」の時間を設けたことで、都市住民の満足度が大きく高まったことが、参加者への聞き取りでわかった。



◆被災者とボランティアの交流会イベントの実施報告書

目的) 「つながり」を深めることで、継続した交流に結びつける企画

実施日) 平成26年5月31日(土)

参加数) 都市住民：50人、地域住民：10人

内容) 農業体験を組み入れた、東松島市の魅力を再発見し、被災地域と都市住民の「つながり」を継続することができるツアーとなった。被災農家での農業ボランティア体験、被災海苔養殖漁家の元気なお母さんたちとの交流、被災した民宿のお母さんたちが作った昼食など盛りだくさんの企画となった。都市住民の方々は、交流を通して心を通わせ、それぞれの被災住民が生産する特産品を購入してもらったことにより、地域経済への貢献も出来た。



◆被災者とボランティアの交流会イベントの実施報告書

目的) 「つながり」を深めることで、継続した交流に結びつける企画

実施日) 平成 26 年 6 月 23 日(月)

参加数) 都市住民：10 人、地域住民：2 人

内容) 女性だけの都市住民が、農業ボランティアを通して地域住民と交流した。
都市及び被災住民の女性たちが語り合う時間も設け心の結びつきができた。



◆仙台など都市部のボランティア対象の特徴的なツーリズムの確立（ファン形成）モニターツアーの実施。

内容：仙台女子スタディモニターツアーの実施。

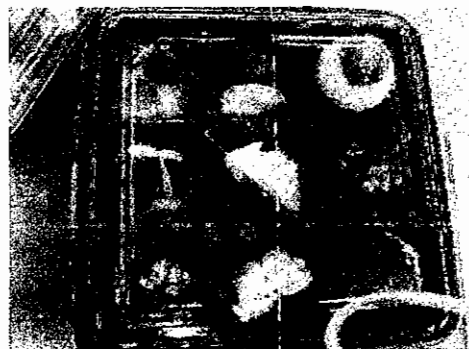
主体：NPO 法人みやぎスマートアグリ

数量：年 2 回程度

効果：企画したツアーを実際に行うことで課題やお客様のニーズを把握し、その課題解決を図るためにファシリテーター（講師）を交え、ツアー参加者とツアー受入れを検討している住民とのワークショップを開催し、企画ツアーをブラッシュアップできる。

<第 1 回目（8 月 24 日(日)）>

ファシリテーター（講師）に大和田順子先生（認定 NPO 法人 JKSK 理事長）を迎え、仙台駅から仙台女子の参加者とバスで移動。移動中の車内で、参加者への思いなどを聞き出しながら会場へ向かう。 A.M.：ヨガ、草取り・野菜&枝豆収穫・秋やさい種まき、昼食・休憩（大きなケヤキの木の下で お昼寝付・・・） P.M.：ワークショップと充実した企画となった。



<第2回目 (12月7日(日)) >

ファシリテーター(講師)に大和田順子先生(認定NPO法人JKSK理事長)を迎え、仙台駅から仙台女子の参加者とバスで移動。移動中の車内で、参加者への思いなどを聞き出しながら会場へ向かう。A.M.: ヨガ、草取り・野菜&枝豆収穫・秋やさい種まき、昼食・休憩(大きなケヤキの木の下で お昼寝付・・・) P.M.: ワークショップ
2回目の企画では、仙台女子15人、東松島住民15人と地域の若手を巻き込んだ充実した企画となった。



◆体験型ツアーの担い手リーダー育成の実施報告書

内容: 東松島産「そば粉」を売りにした新名物の体験型ツアーなどを開発するために、そば打ち指導などの技術者が必要なため、育成プログラムの実施。

平成27年3月4日(水) 9時00分~12時00分



そば打ち見本



そば打ち実習

平成 27 年 3 月 4 日(水) 13 時 00 分～16 時 00 分



そば打ち実習



そばつゆ実習①

平成 27 年 3 月 12 日(木) 9 時 00 分～12 時 00 分



そば打ち実習



そば打ち実習

平成 27 年 3 月 12 日(木) 13 時 00 分～16 時 00 分



茹で・盛付け実習 (交代で)



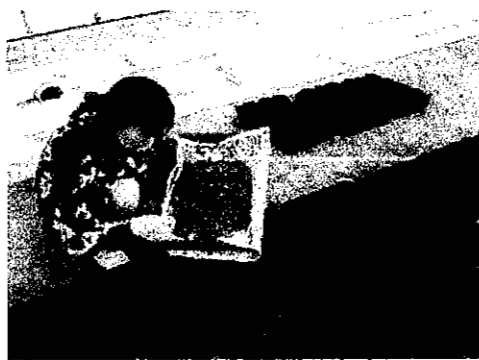
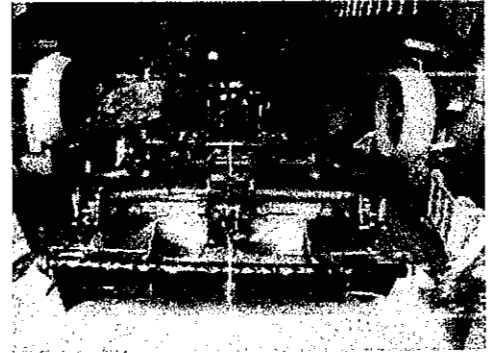
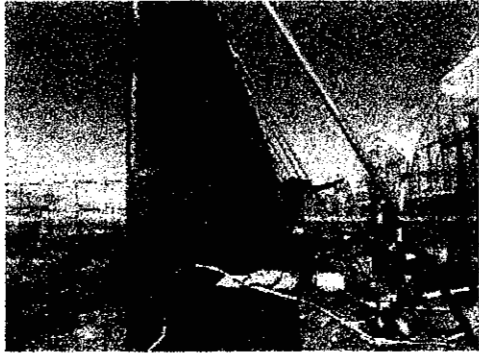
そばつゆ実習②

*2) 「東北に元気を！明日を耕すプロジェクト」では、味の素冷凍食品「ギョーザ」製品 1 袋につき 1 円を支援金として、「特定非営利活動法人みやぎスマートアグリ」へ寄付いただきました。若手農業者の支援（農業資機材の購入や人件費及びイベント助成）をしました。

【収入】 : 7,423,000 円

【支出】 : 7,423,000 円





青少年育成に関する事業

【具体的活動実績なし】

【収入】 : 0円

【支出】 : 0円

(2) 青少年スポーツに関する事業

【具体的活動実績なし】

【収入】 : 0円

【支出】 : 0円

(3) 子供の健全育成に関する事業

【具体的活動実績なし】

【収入】 : 0円

【支出】 : 0円

(4) 経済活動の活性化に関する事業

【内容】

* “丸森カフェつぶっこ” 経営支援。

- ・いわきコットンプロジェクトとマッチングし、6月と7月にイベント開催。
- ・フェリシモの助成金を活用して、放射能測定器導入及びFWツアー支援。

【収入】 : 640,000円 【支出】 : 640,000円



【内容】—新規—

*W-BRIDGE 2014年7月～2015年6月 研究・活動

・「東北の美しい未来創造塾」を通じたサステナブルコミュニティ創出人材育成に関する実装研究

【収入】： 1,611,243円

【支出】： 1,611,243円



W-BRIDGE
2014年7月～2015年6月 研究・活動

「東北の美しい未来創造塾2014」
サステナブル・コミュニティ創出人材育成に関する実装研究

尚附学院NPO法人WAMM 1up

活動する精神、世界と共創

持続可能な社会を創出するためには、関係者が共有できる大きなビジョンのもとに、目的・手段・期間・責任を自ら設定することが不可欠である。その際、日本における協働組合運動の始祖の一人である羽川豊彦（1888～1960）の思想と行動は参照すべき価値がある。

東北は世界に誇り得る個人として、民主主義の先達である志野作造（宮城県）、国産速習手続局次長を務めた羽川豊彦とともに医療組合病院を設立した新渡戸稲次（岩手県）、日米平和のために尽力した日本人初のエール大学教授である朝河保一（福島県）がいる。

本事業の目的は、起業家精神をもった人材、しつとる自ら課題を発見し、その解決に向けて自発的・協働的に取り組むことができればリーダーを育てることであり、まさに国川や被災地出身の個人達の活躍を期待しよとする点にある。

(尚附学院大学 森田明彦)

九月以降の特徴

1. 環境・経済・社会的側面から取り組みを行い、サステナブル・コミュニティの概念を学ぶ。
2. 座学とフィールドワークを組み合わせ、講座を通じた地域の課題解決につながるプロジェクトのデザインを行う。
3. 仙台在住の女性、大学生など、自由な発想でこれからの地域づくりの主体になる層を対象にキャリアビルディングを行う。
4. 本格的な復興がこれから始まる仙台市と、仙台市市部の関係者の交流づくり、視察を共に実施し、ソーシャル最先端の女性を育成。
5. 机上の企画ではなく実践を通じて参加者がインクルーシブリーダーシップを身に付け、いっしょに活動の実装研究を行う。

研究活動の概要

<研究・活動の内容（特徴・目的）>

- ・仙台圏の女性や中高生を対象とした復興の地域（サステナブル・コミュニティ）づくりを担う人材を育成する「W-BRIDGE」を開設する。また、昨年度の受講者により企画されたプロジェクトの実装（宮古市津波被災地における）「W-BRIDGE」を開設し、コラボの実装、支援再生）を進行し、実施する。

<研究・活動の方法>

- ・講義の開催、プロジェクト企画・推進を通じ、受講者や関係団体の「W-BRIDGE」を行う。また、地域づくりにおいては多様性と「W-BRIDGE」の「W」(巻き込み型の推進)が有効であるという仮説をプロジェクト（若手リーダー）の実装を通じて検証する。また、これらの実践、プロジェクトを仙台市（仙台）の女性、大学生、専門家、研究者、NPOと連携の仕度など多世代・多様なセクターの連携より実施する。

(6) 高齢者に関する事業

【内容】

* 塩釜市パークゴルフ協会の運営協力。毎月の月例会企画運営など。
平均80名の高齢者健康づくりに寄与しました。

【収入】 : 0円

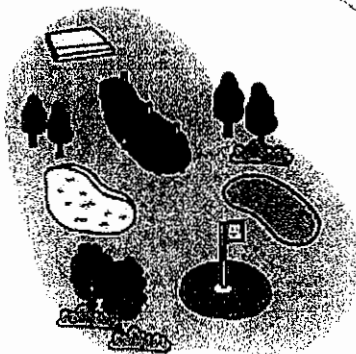
【支出】 : 0円

高齢者同士はもちろん3世代が和気あいあいとプレーを楽しめ、新しいコミュニティ形成の社会効果を生み出します。



コミュニティスポーツとして、小中学生をはじめ大学でも、授業またはクラブ活動として広く採用されています。

雑草が生い茂っているだけの広い土地が、笑顔あふれる集いの場になるとしたら。パークゴルフは土地の有効利用という面からも注目されています。



健康促進

「よく眠れる」「食事が楽しくなった」「足腰が丈夫になった」など健康増進効果があり、医療費削減にも貢献します。

経済効果

特産品の売上増など観光消費額の増加が期待され、地域の経済活性化に大きな貢献を果たします。



観光開発

あるがままの自然環境を有効利用するので、環境保全にも効果的。企業（工場など）の緑化政策にも最適です。

土地の有効利用

教育効果

地域交流
3世代交流
国際交流

パークゴルフ
による効果

決 算 報 告 書

第 3 期

自 平成26年 4月 1日

至 平成27年 3月31日

特定非営利活動法人みやぎスマートアグリ

仙台市青葉区宮町2-1-19
株式会社アートプロフィール内

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人みやぎスマートアグリ

自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日

	特定非営利活 動に係る事業	その他の事業	合計
【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	80,000		80,000
【受取助成金等】			
受取助成金	3,211,698		3,211,698
受取補助金	2,872,121		2,872,121
経常収益 計	6,163,819	0	6,163,819
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料 手当(事業)	1,946,400		1,946,400
人件費計	1,946,400	0	1,946,400
(その他経費)			
事業 支出	5,806,659		5,806,659
業務委託費	125,400		125,400
諸 謝 金	1,177,160		1,177,160
印刷製本費(事業)	95,020		95,020
会 議 費(事業)	900		900
旅費交通費(事業)	241,988		241,988
車 両 費(事業)	240,272		240,272
通信運搬費(事業)	98,417		98,417
消耗品 費(事業)	18,415		18,415
修 繕 費(事業)	1,980		1,980
保 険 料(事業)	5,040		5,040
諸 会 費(事業)	2,500		2,500
支払手数料(事業)	2,484		2,484
雑 費(事業)	6,034		6,034
その他経費計	7,822,269	0	7,822,269
事業費 計	9,768,669	0	9,768,669
【管理費】			
(人件費)			
人件費計	0	0	0
(その他経費)			
旅費交通費	510,415		510,415
車両燃料費	348,460		348,460
通信運搬費	656		656
接待交際費	8,240		8,240
保 険 料	5,000		5,000
雑 費	19,393		19,393
その他経費計	892,164	0	892,164
管理費 計	892,164	0	892,164
経常費用 計	10,660,833	0	10,660,833
当期経常増減額	△ 4,497,014	0	△ 4,497,014
【経常外収益】			
経常外収益 計	0	0	0
【経常外費用】			
経常外費用 計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	△ 4,497,014		△ 4,497,014
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	△ 4,497,014	0	△ 4,497,014
前期繰越正味財産額			6,933,311
次期繰越正味財産額			2,436,297

貸借対照表

特定非営利活動法人みやぎスマートアグリ
全事業所

【税込】(単位:円)
平成27年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未払金	105,400
現金	13,020	流動負債計	105,400
普通預金	2,295,197	負債の部合計	105,400
現金・預金計	2,308,217	正味財産の部	
(売上債権)		【正味財産】	
未収金	229,711	前期繰越正味財産額	6,933,311
売上債権計	229,711	当期正味財産増減額	△ 4,497,014
流動資産合計	2,537,928	正味財産計	2,436,297
【固定資産】		正味財産の部合計	2,436,297
(有形固定資産)			
什器・備品	3,769		
有形固定資産計	3,769		
固定資産合計	3,769		
資産の部合計	2,541,697	負債・正味財産の部合計	2,541,697

財 産 目 録

特定非営利活動法人みやぎスマートアグリ
全事業所

[税込] (単位: 円)
平成27年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金

13,020

普通 預金

2,295,197

現金・預金 計

2,308,217

(売上債権)

未 収 金

229,711

売上債権 計

229,711

流動資産合計

2,537,928

【固定資産】

(有形固定資産)

什器 備品

3,769

有形固定資産 計

3,769

固定資産合計

3,769

資産の部 合計

2,541,697

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金

105,400

流動負債 計

105,400

負債の部 合計

105,400

正味財産

2,436,297

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人みやぎスマートアグリ

[税込] (単位: 円)

全事業所

自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費

80,000

【受取助成金等】

受取助成金

3,211,698

受取補助金

2,872,121

経常収益 計

6,163,819

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業)

1,946,400

人件費計

1,946,400

(その他経費)

事業 支出

5,806,659

業務委託費

125,400

諸 謝 金

1,177,160

印刷製本費(事業)

95,020

会 議 費(事業)

900

旅費交通費(事業)

241,988

車 両 費(事業)

240,272

通信運搬費(事業)

98,417

消耗品 費(事業)

18,415

修 繕 費(事業)

1,980

保 険 料(事業)

5,040

諸 会 費(事業)

2,500

支払手数料(事業)

2,484

雑 費(事業)

6,034

その他経費計

7,822,269

事業費 計

9,768,669

【管理費】

(人件費)

人件費計

0

(その他経費)

旅費交通費

510,415

車両燃料費

348,460

通信運搬費

656

接待交際費

8,240

保 険 料

5,000

雑 費

19,393

その他経費計

892,164

管理費 計

892,164

経常費用 計

10,660,833

当期経常増減額

△ 4,497,014

【経常外収益】

経常外収益 計

0

【経常外費用】

経常外費用 計

0

税引前当期正味財産増減額

△ 4,497,014

経理区分振替額

0

当期正味財産増減額

△ 4,497,014

前期繰越正味財産額

6,933,311

次期繰越正味財産額

2,436,297

監事監査報告書

特定非営利活動法人みやぎスマートアグリ
理事長 伊藤博章 殿

平成27年 6月 6日
特定非営利活動法人
みやぎスマートアグリ

監事 佐藤雅博



私は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿ならびに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、月次報告書を確認し、又、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 活動（収支）計算書、貸借対照表、財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく示しているものと認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める

以上

「議案第2号①」

事業計画（案）

＜事業期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日＞

特定非営利活動法人 みやぎスマートアグリ

I. 事業の実施に関する事項（計画）

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 農のある暮らしに取組に関する事業

【内容】

*1) 都市農村共生・対流総合対策交付金事業（継続）

(2) 青少年育成に関する事業

【内容】

(3) 青少年スポーツに関する事業

【内容】

(4) 子供の健全育成に関する事業

【内容】

(5) 経済活動の活性化に関する事業

【内容】

* “丸森カフェつぶっこ” 経営支援。

・丸森コットンプロジェクト支援。

【内容】

* 東北の美しい未来創造塾2015（W-BRIDGEの第8期研究委託事業）

・「東北の美しい未来創造塾」を通じたサステナブル・コミュニティ創出人材育成に関する実装研究

(6) 人生再起に関する事業

【内容】

(7) 高齢者に関する事業

【内容】

* 塩釜市パークゴルフ協会の運営協力。毎月の月例会企画運営など。

ニュースポーツを活用した高齢者の生きがいづくり事業。

* 仙台市市民協働事業提案事業

「パークゴルフの効果を活かした、多世代の共生・交流・健康づくりを実装し、新しい協働の仕組みづくりを提案し推進する事業」

特定非営利活動法人みやぎスマートアグリ（全事業所） 特定非営利活動に係る事業計画書：[税込]（単位：円）

予算(案)

特定非営利活動法人みやぎスマートアグリ（全事業所）

自 2016年4月1日
至 2017年3月31日

【経常収益】	3,106,297
【繰越高】	2,436,297
前年度繰越金	2,436,297
【受取会費】	170,000
正会員受取会費	70,000
賛助会員受取会費	100,000
【受取助成金、受取補助金】	500,000
受取助成金	500,000
受取補助金	0
【受取利息】	0
受取利息	0
【経常費用】	3,000,000
【事業費】	3,000,000
①農のある暮らしに取組に関する事業	500,000
②青少年育成に関する事業	50,000
③青少年スポーツに関する事業	50,000
④子供の健全育成に関する事業	50,000
⑤経済活動の活性化に関する事業	1,800,000
⑥人生再起に関する事業	50,000
⑦高齢者に関する事業	500,000
【売上総利益】	106,297
【売上総利益率】	3.4%
【管理費】	0
（人件費）	0
役員 報酬	0
役員 賞与	0
退職金	0
退職給付費用	0
法定福利費	0
福利厚生費	0
【営業利益】	106,297
【営業利益率】	3.4%
【経常外収益】	0
経常外収益	0
【経常外費用】	0
経常外費用	0
【経常利益】	106,297
【経常利益率】	3.4%

特定非営利活動法人みやぎスマートアグリ 給与規程

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 特定非営利活動法人みやぎスマートアグリ定款第19条3の規定により、役員、職員、準職員、パートタイマー（以下職員等という）の給与については本規程の定めるところによる。

(均等待遇)

第2条 職員等の国籍、信条又は社会的身分を理由として差別的取扱いをしない。

(男女同一賃金)

第3条 職員等が女子であることを理由として給与について男子と差別的取扱いをしない。

(給与の種類)

第4条 職員等の給与は、基本給及び第4章に定める手当とする。

第2章 基本給・昇給

(給与の計算期間)

第5条 給与の計算期間は、前月の16日から当月15日迄とする。

(給与の計算方法)

第6条 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は支給しない。但し本規程等で別に定める場合は、その規定による。時間の計算については、当該給与計算期間の末日に合計し30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

(給与の支払日)

第7条 給与は毎月25日に支払う。但し、当日金融機関が休日の場合はその前日とする。

2 前項の規定は、日々雇い入れる者の給与及び期末勤勉手当については適用しない。

(給与の非常時払い)

第8条 前条1項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する場合には、職員等又は遺族の請求があれば給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

- (1) 職員等又は職員等の収入によって生計を維持する者が結婚、出産、疾病、災害びやむを得ない事由による1週間以上の帰郷をした場合。
- (2) 職員等が死亡し、解雇され、又は退職した場合。
- (3) 前号のほか、やむを得ない事情があると理事長が認めた場合

- (2) 職員等が死亡し、解雇され、又は退職した場合。
- (3) 前号のほか、やむを得ない事情があると理事長が認めた場合

(給与の支払方法)

第9条 給与は通貨で直接職員等にその全額を支給する。但し、法令に別段の定めがあるもの及び職員等の過半数を代表する者と書面により協定したものは、これを控除して支給する。なお、職員等の同意を得た場合には、当該職員等の指定する銀行に当該職員等の預金口座等への振込によることができる。

(傷病による休業者の給与)

第10条 職員等が傷病による療養のため就業することができない場合は、休業の当初から業務上は6ヶ月、業務外の場合は3ヶ月を限度として給与（基本給、地域手当、扶養手当）を支給することができる。

(届出)

第11条 職員等は次の一に該当する事実が生じたときは、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。

- (2) 新たに扶養手当を受けられる者がある場合又は扶養手当を受けている者が受けられなくなった場合。
- (3) 前項の届出を受理し認定したときは、届出を受理した日の属する月の翌月から支給を開始し又はその支給を改定する。但し当月から支給を開始し又は改定することが適当と認められる場合はこの限りではない。

(給与形態及び・基本給の額)

第12条 職員及び準職員の基本給は月給制とし、パートタイマーは時給制とする。

- 2 職員及び準職員の基本給月額、別表1に定める担当職種別の給料表による。ただし、特別の事情により給料表により難しい場合は、その都度定める。
- 3 パートタイマーの時給は、個別に契約により定める。

(初任給)

第13条 職員及び準職員の初任給は、原則として別表2のとおりとする。ただし、採用困難職種及び新卒者等については、理事長が管理者と協議し決定することができる。

(給料表・等級の変更)

第14条 資格の取得、昇格、職種の変更等により現に受けている給料表、又は等級を変更する必要がある場合は、現に受けている給料表額を下回らない最も近い給与額の等級及び号給とする。

(昇給)

第15条 職員及び準職員の昇給は、別に定める人事考課に基づき、原則として年1回これを行う。但し、経済情勢に応じて経営に支障をきたすと判断したときは、昇給しないことがある。

- 2 職員及び準職員の給料月額がその属する級の最高号給に到達した場合は、昇給

を停止する。ただし、最高号給に到達した場合であっても業績評価が良好である場合は、理事長が別に定めるところにより昇給させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず職員等が満55歳に達したときは、達した日の属する年度の翌年度以降昇給をさせることができない。ただし、勤務成績が特に良好である職員等又は理事長が別に定める事由に該当する職員等については、理事長が別に定めるところにより昇給させることができる。

(昇格、降格)

第15条の2 理事長は、職員就業規則及び準職員就業規則の規定により職員または準職員を昇任させた場合は昇格をさせ、また、降任させた場合は降格をさせる。

2 昇格は、昇格前に受けている給料月額を上位の級の同額の号給又は直近上位の給料月額の号給に格付けることにより行う。

3 降格は、降格前に受けている給料月額を下位の級の同額の号給又は直近下位の給料月額の号給に格付けすることにより行う。

第3章 手当

(手当の種類及び額等)

第16条 職員等に対し、別表2に定める手当を支給する。

第4章 年俸制

(年俸制)

第17条 前各章の規定にかかわらず、役員及び職員及び準職員について理事長が必要と認める場合は、年俸制賃金により支給することができる。

2 年俸制賃金に関する事項は、別に理事長が定める。

第5章 改正

(改正)

第18条 この規程の改正は、職員等の代表者の意見を聞いたうえ、法人理事会の議決により行う。

(附則)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

別表1 基本給月額テーブル

	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	
号	初任給	一般	主任	係長	課長	部長以上		号	初任給	一般	主任	係長	課長	部長以上
1	160,000	190,000	200,000	246,000	270,000	300,000		51	210,000	210,000	225,000	283,500	332,500	375,000
2	高卒 161,000	190,400	200,500	246,750	271,250	301,500		52	211,000	210,400	225,500	284,250	333,750	376,500
3		162,000	190,800	201,000	247,500	272,500	303,000	53	212,000	210,800	226,000	285,000	335,000	378,000
4		163,000	191,200	201,500	248,250	273,750	304,500	54	213,000	211,200	226,500	285,750	336,250	379,500
5		164,000	191,600	202,000	249,000	275,000	306,000	55	214,000	211,600	227,000	286,500	337,500	381,000
6		165,000	192,000	202,500	249,750	276,250	307,500	56	215,000	212,000	227,500	287,250	338,750	382,500
7		166,000	192,400	203,000	250,500	277,500	309,000	57	216,000	212,400	228,000	288,000	340,000	384,000
8		167,000	192,800	203,500	251,250	278,750	310,500	58	217,000	212,800	228,500	288,750	341,250	385,500
9		168,000	193,200	204,000	252,000	280,000	312,000	59	218,000	213,200	229,000	289,500	342,500	387,000
10		169,000	193,600	204,500	252,750	281,250	313,500	60	219,000	213,600	229,500	290,250	343,750	388,500
11		170,000	194,000	205,000	253,500	282,500	315,000	61	220,000	214,000	230,000	291,000	345,000	390,000
12		171,000	194,400	205,500	254,250	283,750	316,500	62		214,400	230,500	291,750	346,250	391,500
13		172,000	194,800	206,000	255,000	285,000	318,000	63		214,800	231,000	292,500	347,500	393,000
14	短大	173,000	195,200	206,500	255,750	286,250	319,500	64		215,200	231,500	293,250	348,750	394,500
15		174,000	195,600	207,000	256,500	287,500	321,000	65		215,600	232,000	294,000	350,000	396,000
16		175,000	196,000	207,500	257,250	288,750	322,500	66		216,000	232,500	294,750	351,250	397,500
17		176,000	196,400	208,000	258,000	290,000	324,000	67		216,400	233,000	295,500	352,500	399,000
18		177,000	196,800	208,500	258,750	291,250	325,500	68		216,800	233,500	296,250	353,750	400,500
19		178,000	197,200	209,000	259,500	292,500	327,000	69		217,200	234,000	297,000	355,000	402,000
20		179,000	197,600	209,500	260,250	293,750	328,500	70		217,600	234,500	297,750	356,250	403,500
21		180,000	198,000	210,000	261,000	295,000	330,000	71		218,000	235,000	298,500	357,500	405,000
22		181,000	198,400	210,500	261,750	296,250	331,500	72		218,400	235,500	299,250	358,750	406,500
23		182,000	198,800	211,000	262,500	297,500	333,000	73		218,800	236,000	300,000	360,000	408,000
24		183,000	199,200	211,500	263,250	298,750	334,500	74		219,200	236,500	300,750	361,250	409,500
25		184,000	199,600	212,000	264,000	300,000	336,000	75		219,600	237,000	301,500	362,500	411,000
26		185,000	200,000	212,500	264,750	301,250	337,500	76		220,000	237,500	302,250	363,750	412,500
27		186,000	200,400	213,000	265,500	302,500	339,000	77		220,400	238,000	303,000	365,000	414,000
28	大学	187,000	200,800	213,500	266,250	303,750	340,500	78		220,800	238,500	303,750	366,250	415,500
29		188,000	201,200	214,000	267,000	305,000	342,000	79		221,200	239,000	304,500	367,500	417,000
30		189,000	201,600	214,500	267,750	306,250	343,500	80		221,600	239,500	305,250	368,750	418,500
31		190,000	202,000	215,000	268,500	307,500	345,000	81		222,000	240,000	306,000	370,000	420,000
32		191,000	202,400	215,500	269,250	308,750	346,500	82		222,400	240,500	306,750	371,250	421,500
33		192,000	202,800	216,000	270,000	310,000	348,000	83		222,800	241,000	307,500	372,500	423,000
34		193,000	203,200	216,500	270,750	311,250	349,500	84		223,200	241,500	308,250	373,750	424,500
35		194,000	203,600	217,000	271,500	312,500	351,000	85		223,600	242,000	309,000	375,000	426,000
36		195,000	204,000	217,500	272,250	313,750	352,500	86		224,000	242,500	309,750	376,250	427,500
37		196,000	204,400	218,000	273,000	315,000	354,000	87		224,400	243,000	310,500	377,500	429,000
38		197,000	204,800	218,500	273,750	316,250	355,500	88		224,800	243,500	311,250	378,750	430,500
39		198,000	205,200	219,000	274,500	317,500	357,000	89		225,200	244,000	312,000	380,000	432,000
40		199,000	205,600	219,500	275,250	318,750	358,500	90		225,600	244,500	312,750	381,250	433,500
41		200,000	206,000	220,000	276,000	320,000	360,000	91		226,000	245,000	313,500	382,500	435,000
42		201,000	206,400	220,500	276,750	321,250	361,500	92		226,400	245,500	314,250	383,750	436,500
43		202,000	206,800	221,000	277,500	322,500	363,000	93		226,800	246,000	315,000	385,000	438,000
44		203,000	207,200	221,500	278,250	323,750	364,500	94		227,200	246,500	315,750	386,250	439,500
45		204,000	207,600	222,000	279,000	325,000	366,000	95		227,600	247,000	316,500	387,500	441,000
46		205,000	208,000	222,500	279,750	326,250	367,500	96		228,000	247,500	317,250	388,750	442,500
47		206,000	208,400	223,000	280,500	327,500	369,000	97		228,400	248,000	318,000	390,000	444,000
48		207,000	208,800	223,500	281,250	328,750	370,500	98		228,800	248,500	318,750	391,250	445,500
49		208,000	209,200	224,000	282,000	330,000	372,000	99		229,200	249,000	319,500	392,500	447,000
50		209,000	209,600	224,500	282,750	331,250	373,500	100		229,600	249,500	320,250	393,750	448,500

別表2 (第16条関係)

1. 手当支給表

手当名	支給範囲	額又は率
通勤手当	交通機関利用	運賃相当額 (月額30,000円を限度)
	1. 自動車通勤者 2. 自転車等を使用して通勤する場合の使用距離片道 2km以上	1kmあたり20円
超過勤務手当	1. 時間当たりの給与算定方法 (基本給の月額) × 12 ÷ {年総日数 - (公休 + 祝日 + 休日 + 年末年始休)} ÷ 1日の労働時間 2. 最低支給単位60分とし、30分以上は切り上げ、30分未満は切捨てる。	普通100分の125 休日100分の135 深夜100分の125
扶養家族手当	職員に生計を維持されている次ぎの扶養家族ただし、再雇用規程により雇用された者及びパートタイマーには支給しない。配偶者(内縁関係を含む) 18歳未満の子(学生は22歳未満)及び65歳以上の父母・祖父母2人まで	月額3,000円 1人につき 月額1,000円
管理職手当	管理者 課長・主管	基本給の15%~20% 基本給の10%~15% (この範囲内で理事長が定める率)
宿日直手当		1勤務 6,300円

2. 期末一時金 処遇改善助成金の支給期間(平成21年10月から平成24年3月まで)の時限措置として下記のとおり期末一時金を支給する。ただし、助成金額によっては、年度1回、期末月(3月)の支給とする。

(1) 職員及び準職員

区分	期末一時金	備考
6月期	基本給の0.1ヶ月分~1.4ヶ月分とし、業績に応じて支給する。	
12月期	基本給の0.1か月分~1.6か月分とし、業績に応じて支給する。	

(2) パートタイマー

区分	期末一時金	備考
6月期	10時間～224時間分とし、業績に応じて支給す	
12月期	10時間～256時間分とし、業績に応じて支給す	

ただし、理事長は、法人の事業経営の状況等を勘案し、従業員の過半数代表者と協議のうえ期末一時金の支給月数を増減することができる。

2-2. 支給日は原則として6月15日、12月15日とする。

2-3. 支給算定期間6月支給分は1月1日～5月31日
12月支給分は6月1日～11月30日

2-4. 上記期間内の欠勤1回2%、遅刻0.5%を支給額から減額する

2-5. 支給対象者は算定期間の最終日迄勤務した者とする

2-6. 支給額の算定 基本給の月額を算定基準とする。

管理職については管理職手当を算定基準に加える。

中途採用者は採用翌月から算定期間最終日迄の月数を算定基準に掛けてその6分の1を算定基準とする。

謝金に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人みやぎスマートアグリ（以下「法人」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 法人の役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

(謝金の対象となる会議)

第3条 謝金の対象となる会議は、理事会及び理事又は事務局長が法人の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議（国内外を問わない）とする。

(会議出席謝金)

第4条 第3条に定める会議に出席した第2条に定める謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

(原稿執筆謝金)

第5条 法人の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金を支払うことができる。

(講師謝金)

第6条 法人の運営及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(会議出席謝金の単価)

第7条 会議出席謝金の単価は、別表の通りとする。会議出席謝金は、会議開催時間15分を単位として支給し、会議開催時間に15分未満の端数を生じたときは、15分に切り上げて処理するものとする。

2 理事長又は事務局長は、必要に応じて、前項の会議出席謝金の単価を減額することができる。

3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の会議出席謝金の単価を増額することができる。

(原稿執筆謝金の単価)

第8条 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を400字詰に換算して、400字詰当たり2,000円とする。なお、400字未満は400字に切り上げて処理するものとする。また、翻訳等の外国語を要する原稿に関しては、上記の謝金の単価を1.5倍として計算した額とする。

2 理事長又は事務局長は、必要に応じて、前項の原稿執筆謝金の単価を減額することができる。

3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の原稿執筆謝金の単価を増額することができる。

(講師謝金の単価)

第9条 講師謝金の単価は、別表の通りとする。講師謝金は、講義時間30分を単位として支給し、講義時間に30分未満の端数を生じたときは、30分に切り上げて処理するものとする。

2 理事長又は事務局長は、必要に応じて、前項の講師謝金の単価を減額

することができる。

3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の講師謝金の単価を増額することができる。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第10条 第2条に定める謝金対象者には、第7条、第8条及び第9条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

2 理事長又は事務局長は、必要に応じて、前項の交通費及び宿泊費等の実費相当額を減額ができると共に、千円未満の端数を切り上げて支給することができる。

(改正)

第11条 この規程の改正は理事会にて行う。

(雑則)

第12条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

謝金単価	1時間あたり	7,500円
------	--------	--------

別表 (第9条関係)

区分	大学の職位	民間企業等	単価(円)	時間	
謝金	A	大学学部長	会社経営者等	9,000	1時間
	B	大学教授	部長等	8,000	
	C	大学准教授	課長等	7,400	
	D	大学講師	課長代理等	5,300	
	E	大学助手等	主任等	4,000	

別表 (第10条関係)

宿泊費	1日あたり	9,000円
宿泊費	1日あたり	10,000円

旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人みやぎスマートアグリ（以下「法人」という）の活動に際し、法人の理事及び従業員並びにこれに類する会員等に支給する旅費に関し必要なことを定めることを目的とする。

という)の活動に際し、法人の理事及び従業員並びにこれに類する会員等に支給する旅費に関し必要なことを定めることを目的とする。

(旅費について)

第2条 次の各号に該当するものが理事長の命じた旅行をする場合、実費弁償として旅費を支給する。

(1) 法人の活動を行うために、旅行をしたとき

(2) 他の団体の依頼により旅行をし、当該団体から旅費が支給されない者で法人が認めたとき

2 前号で旅費の一部が支給された場合は、本規程に基づいて計算した額と実支給額との差額を支給する。

(旅費の計算)

第3条 旅費はすべて順路によって計算する。

2 順路とは、業務の遂行に必要な最も経済的な経路をいう。

3 本規程における発着点は、本規程適用者が勤務する事業所または自宅とする。

(承認)

第3条 旅費の支給を受けようとする者は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 鉄道賃 鉄道旅行については、特急、急行を利用した場合は指定席

料金を含めて支給する。

(2) 船賃 水路を利用した場合はその旅客料金を支給する。

(3) 航空賃 空路を利用した場合は、その路程に応じ支給する。

(4) 車賃 タクシー、レンタカーを利用した場合は、その実費を支給する。

(5) 宿泊料 宿泊料は宿泊を要する旅行で、旅行中の夜数に応じ定額を支給する。但し交通機関の寝台を要したときは支給しない。

(6) 日当 日当は旅行中の日数に応じ定額を支給する。

(7) 宿泊を要しない旅行に関しては、日当を支給する。

(8) 鉄道、船、航空、車賃と宿泊を含むパッケージ旅行を利用した場合はその実費を支給する。この場合、日当を支給する。

(9) 上記(1)～(4)について、グリーン席、スーパーシート等特別料金は対象としない。

(10) 宿泊費、日当については別表の通りとする。

(旅費の仮払い)

第6条 旅費は原則として、必要な限度において仮払いを受けることができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費の精算払い又は仮払いを請求する者は、必要な書類を添付し、理事長に請求するものとする。

2 仮払いを受けた者は、旅行終了後速やかに精算をしなければならない。

3 前項の精算の結果、過払いがあった場合は当該過払い額を返納しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

第10条 法人の経営状況によりこの規程の改廃を行うことがある。

(附則)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

日 当	一日当り（宿泊を要しない場合）	2,000円
	一日当り（宿泊を要する場合）	5,000円
宿泊料	一泊（県内）	9,000円
	一泊（県外）	10,000円